
1 戦略の基本的事項

2 生物多様性の現状と課題

3 戦略の理念とめざす姿

3.1 戦略の理念

生物多様性を保全・再生し、
その恵みを次の世代へ引き継ぐまち「たからづか」

宝塚市は、六甲山系の豊かな自然や武庫川の流れ、里山や農地など、多様な自然環境に恵まれた地域です。これらの自然は、長い年月にわたり市民の生活と密接に関わりがあります。私たちに水や食料、憩い、学びといった生活の基盤となる多くの恵みをもたらすかけがえのない存在です。これらの自然の恵みを将来にわたり享受し続けるためには、今ある生物多様性を守り、次世代へとつなぐ取り組みが重要です。

こうした認識のもと、本市では『生物多様性を保全・育成・再生し、その恵みを次の世代へ引き継ぐまち「たからづか」』を生物多様性たからづか戦略の基本理念として掲げ、人と自然が調和しながら共に生きる持続可能な地域社会の形成をめざしてきました。

私たちの暮らしと生物多様性は深く結びついており、その豊かさは気候変動や災害への適応力、健やかな生活、生業、文化の基盤でもあります。第2次生物多様性たからづか戦略においてもこの理念に基づき、生物多様性の価値を再認識し、ライフスタイルや経済活動を自然と調和させることで、自然資本が巡り続ける地域の仕組みを構築していきます。

次世代へと命の循環を受け継ぐため、誰もが主体となり、多様な立場や世代が連携しながら、生物多様性を保全・再生する活動を推進していきます。

3.2 戦略のめざす姿

前章で説明している宝塚市の自然の現況や課題を踏まえ、戦略の理念のもと、下記のとおりめざす姿を掲げます。多様な主体が連携しながら戦略を実行します。

① 生物多様性が保全・再生され、ネイチャーポジティブ（自然再興）が実現している

【ネイチャーポジティブ】

生物多様性保全の重要性が広く認識され、従来の保全にとどまらず、積極的な回復・再生が進み、「自然が進化するまち」を目指します。

② くらしと自然が調和し、自然の恵みを永続的に享受できるまちがつくられている

【サステナブル・ライフ】

農林業、防災、景観など、自然の恵みを持続的に享受できるよう、自然環境や社会、経済等のバランスを考慮し、ひとの営みと自然が調和している社会を目指します。

③ 生物多様性を学び、考え、自然と触れ合う機会が充実し、様々な主体が関わりながら取り組んでいる

【みんなでアクション】

市民や事業者、市民団体、研究・教育機関等の多様な主体が生物多様性の学びを深め、フィールドでの体験を通じて「守り・育て・活かす」活動を展開します。

理念	めざす姿
<p>生物多様性を保全・再生し、その恵みを次の世代へ引き継ぐまち「たからづか」</p>	<p>【ネイチャーポジティブ】 ①生物多様性が保全・再生され、ネイチャーポジティブ（自然再興）が実現している。</p> <p>【サステナブル・ライフ】 ②くらしと自然が調和し、自然の恵みを永続的に享受できるまちがつけられている。</p> <p>【みんなでアクション】 ③生物多様性を学び、考え、自然と触れ合う機会が充実し、様々な主体が関わりながら活動している。</p>

行動方針	基本施策	施策
自然を保全・再生する	1. 生態系の保全・再生	(1) 重要地域の保全 ～30by30 の推進～
		(2) 公共事業における自然環境の保全
	2. 侵略的外来種の防除	(1) 侵略的外来種の早期発見・防除
		(2) 特定外来生物への適切な対策
	3. 野生生物の保護管理	(1) 野生生物に関する基盤情報整備
		(2) 野生鳥獣の保護・管理
自然と共生し、その恵みを持続的に利活用する	4. まちの中に自然を再生	(1) 市街地の生態系保全・再生
		(2) 南部ため池の保全
	5. 生態系ネットワークの形成促進	(1) みどりと水のネットワーク化
		(2) 河川や道路などの整備における連続性の確保
	6. 生物多様性の恩恵利用	(1) 田園地域・里地里山の保全・再生
		(2) 有機・減農薬栽培と地産地消の推進
(3) 生態系に配慮した産業の推進		
自然を学び、関わりながら未来へつなぐ	7. 生物多様性の普及啓発	(1) 市民の理解と参加の促進
		(2) 生物多様性への関心向上
		(3) 自然との触れ合いの場創出
	8. 生物多様性に関わる情報の収集・蓄積	(1) 継続的な調査の実施
		(2) 情報収集・蓄積の仕組みづくり
	9. 生物多様性を支える人材育成・体制づくり	(1) 環境学習の推進
		(2) 活動団体の支援
		(3) 将来のための担い手の育成
(4) OECM への登録推進		

4 戦略の行動計画

4.1 戦略の行動方針

◆自然を保全・再生する

土地本来の生物多様性の状況把握と適切な保全に努め、国際目標である30by30を推進していきます。また、公共事業においても環境配慮に努めます。

北部地域を中心とする里地里山には、希少な動植物が生息・生育しており、これらの保全、再生を図るとともに、脅威となりうる外来生物に対しては、必要に応じた駆除を実施していきます。

◆自然と共生し、その恵みを持続的に利活用する

私たち人間は、暮らしや産業の発展のために、生物や自然環境の恩恵を利用してきました。しかし、急激な社会経済の成長にともない、自然環境を過度に利用し、地域の貴重な自然環境を損ねてきたことを反省し、残された貴重な環境だけではなく、市街地にも多様な生物が生存できる環境を創出します。

また、自然の恩恵を永続的に享受できる暮らしが続けられることを目指して、環境に配慮した生産消費活動やライフスタイルの転換を推進していきます。

◆自然を学び、関わりながら未来へつなぐ

生物多様性保全に関する活動は、地域住民の参画が不可欠であることから、これらの活動を担うボランティア団体をハード、ソフト面で支援します。

継続したスポット調査等を行うなど、情報の収集及び蓄積する仕組みをつくり、生物多様性についての正しい現状把握や課題を明確にしていきます。

生物多様性の恩恵を尊重する社会を引き継いでいくために、次世代を担う子どもたちの環境学習の機会を充実させます。ため池や里地里山などを活かした交流や学習の場を設けるなどして、市民の生物多様性についての理解を深め、さらにはOECM（Other Effective area based Conservation Measures）への登録を推進します。

4.2 行動方針ごとの施策および取組

4.2.1 行動方針「自然環境を保全・再生する」

■ 基本施策1. 生態系の保全・再生 ■

里地里山、都市緑地、水辺などの多様な自然環境を体系的に保存・再生し、「ネイチャーポジティブ」のビジョンを掲げます。30by30に呼応し、市域内における保全区域の拡充と質的向上に、市民・事業者・行政が一体となって取り組みます。

(1) 重要地域の保全 ～30by30の推進～

本市では、宝塚新都市県有環境林も含めると、保護区域は宝塚市全体の18.6%を占めますが、生物多様性国家戦略に掲げられた「30by30」（2030年までに陸と海の30%を健全な生態系として保全・管理）の実現に向けて、市域の自然環境の価値を見極め、優先的に保全すべき区域の特定と保全策の検討を進めます。

また、北部地域の湿原やため池、武庫川峡谷（武田尾峡谷）、西谷の里地里山など、多様な生物が生息・生育する地域を中心に、動植物の生存環境を保全します。

- ①市内の保全すべき重要な生態系調査を引き続き実施し、保全に努めます。
- ②市内公園や空地为30by30保全区域として指定していけるよう模索します。
- ③調査した生態系の保全状況等を市ホームページ等で周知します。
- ④開発計画において、自然環境への影響を最小化します。
- ⑤保全区域周辺での緑化事業や再植林への参加・支援を行います。
- ⑥地域の保全活動にボランティアとして参加します。
- ⑦里地里山の維持管理、森づくり活動、体験農業などの活動に参加します。

(2) 公共事業における自然環境の保全

河川改修、道路整備、都市開発などの公共事業においては、生態系への影響を最小限に抑えるよう設計段階から環境配慮を組み込みます。

また、動植物の生息環境に配慮した多自然型工法を積極的に取り入れるなど、公共事業と自然保全の両立を図るとともに、市民や専門家の意見を取り入れながら、生物多様性に配慮したインフラ整備を推進します。

- ①生態系に対する影響に配慮した事業計画を推進します。
- ②河川の工事においては、多自然型川づくりを取り入れることを推進します。
- ③可能な限り生態系の連続性に配慮して、道路法面の緑化や河川工事等を行います。
- ④開発事業においては、環境に優しい工法に取り組み、生態系の保全に努めます。
- ⑤工事現場での緑化計画や持続可能な資材利用を推進します。
- ⑥CSRの一環として、森づくり活動や里地里山の維持管理作業に参加します。
- ⑦人と自然の博物館などと連携して環境学習を行います。

■ 基本施策 2. 侵略的外来種の防除 ■

...